

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

情報出版委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、輸血療法および細胞治療に関する情報提供と学会活動の広報を行い、学会の会員への支援と会員間の相互交流に資することを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は目的を達成するために以下の業務を行う。

業務を遂行する上で、委員長が必要と認めた場合には委員以外の会員に業務への協力を要請することができる。

- 1) 輸血医学の情報提供・Q&A、会員の意見紹介のためのメールマガジンの発行
- 2) 学会ホームページの管理
- 3) 会員向けの輸血医学出版物の企画・発行

(構成)

第3条 委員会は担当理事1名、委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

(審議)

第4条 審議は原則として総会および秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行い、それ以外の時期の委員間の連絡は必要に応じてメーリングリストを用いる。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。